

サウジアラビアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	ライセンスの 카테고리変更	・工業ライセンスのインセンティブとして関税免除の記載があるが、財務省が事業継続中に独断で電力水事業をサービス事業に変更した為インセンティブがなくなり、事業収益に大きな影響があった。法律改正はなく、解釈を変更したのみ。	・ライセンスの 카테고리変更は事業計画に大きく影響するので独断ではやらないで欲しい。	
2 国産化要請・現地調達率と恩典	日鉄連	(1)	自国鋼材優先購入	・国内産業保護のため、HADEED の棒鋼、線材を優先購入(BUY SAUDI 政策)がなされる。特に政府の Construction Tender では丸棒は HADEED のものが優先され、Constructor にも Job Owner/Consultant から直接・間接のプレッシャーがかかる。	・BUY SAUDI 政策の撤廃。	
6 外資優遇策の縮小	日機輸	(1)	優遇税制の不足	・外資がサウジアラビアに新規に会社を設立する場合、税制面での優遇策がなく、現地における起業のインセンティブがない。	・新会社を設立する場合は、最低 10 年間のタックスホリデー制を導入してもらいたい。	
8 投資受入機関の問題	日機輸	(1)	外資参入時(駐在事務所含む)の規制と手続きの煩雑さ	・外国企業の会社/事務所の設立には、サウジ総合投資庁(SAGIA)のライセンスが必要であるが、複雑な規制と煩雑な事務手続きのため、取得に膨大な手間と時間がかかる。	・規制/手続きの簡素化。	・Foreign Investment Law 及び関連する各種 Regulation(SAGIA, MOCI, Notary Public)
	JEITA 日機輸	(2)	長期にわたるライセンス取得手続き	・SAGIA ライセンスは、商業登記の有効期間と連動することから、実質営業許可の色彩の強いものであるが、ライセンスの有効期間が 1 年と短く、更新手続きに 2 ヶ月以上かかる煩雑なものであることから、外資の大きな負担となっていた。2014 年 10 月の新 Regulation により大きく改善し、一定の要件を満たした優良企業には、2 年、3 年、5 年と複数年のライセンスを認められた。	・ライセンスの有効期間については更なる改善が望まれる。 ・また、更新手続きは簡素化した方が、一方で SAGIA による査察が実施されることとなり、この頻度と内容によっては大きな負担となることが懸念される。	
	日機輸 日機輸 日機輸	(3)	投資庁ライセンス	・規定が曖昧。ライセンス発行後 6 か月以内の活動開始が条件となっているが、活動開始の判定基準が明記されていない。入札に参加して受注活動するだけでは認定されなかったが、入札の参加資格を得るにはライセンスが必要だった。 ・罰則規定は公表されていない内規に基づいている。 ・更新料が高額(Advance カテゴリーで 12,000 米ドル/年)。	・基準の明確化。 ・内規の公表。 ・更新料の値下げ。	
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	通関手続きの煩雑・遅延	・サウジ外からの素材・部品輸入、サウジで製造した機器の国外への輸出の為の通関手続きを迅速・円滑に行えるよう改善頂きたい。 当社の発電案件におけるサウジ国外からの輸入において、長期間通関出来ず現地工事に影響を与えた経験あり。	・出荷前検査、原産地証明書、SASO、輸入ライセンスなどの煩雑な書類手続き、輸入通関時の開梱検査などといったプロセスの撤廃、緩和をお願いしたい。	
	日鉄連 JEITA 日機輸	(2)	サウジ・スペックに基づく出荷前・通関検査の繁雑	・1979 年改正、品質チェックのために、各品種において規格化を進めており、鉄鋼については主要品種の規格化を推進。丸棒、パーインコイルを対象とした SAUDI SPEC に基づく通関検査を行う。 ・通関時、第三者機関による出荷前商品検査証が必要であるが(サウジ:SASO、クエート:KUSO)、コストが非常に高額である。検査の内容も頻繁に変更される。サウジ向けはランダムで実施。	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。 ・出荷前検査が必要な国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。	・税関関連法

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<p>・サウジアラビア独自の認証制度 SASO への対応として、輸入をするために、出荷前製品検査を強いられており、供給リードタイムに影響するうえ、検査費用負担がある。</p> <p>(対応)</p> <p>・金属製品や自動車、電気・電子製品など WTO 文書 (WT/ACC/SAU/61 ANNEX H) で規定される製品は、サウジアラビア標準化公団 (SASO) による強制認証に適合している必要がある。</p> <p>・ほぼ全ての消費財のサウジアラビアへの輸出に際して、船積前検査証明書 (Certificate of Conformity) を取得する必要がある。</p>	<p>・出荷前検査を実施する国は少数であり、制度廃止を要望する。</p>	
	JEITA 日機輸	(3)	輸入通関時の開品検査	<p>・コンテナヤードにて、かなりの高率にてコンテナを開けての開品検査が発生する (1 割程度)。また多大な時間もかかり、かつ検査にともなうコストは荷主負担となる。検査後の積み直し時にダメージも多数発生。</p>	<p>・検査率が他国に比べ、あまりにも高いため、是正を働きかけてほしい。</p>	・税関関連法
	日商 日機輸	(4)	機器輸入時の SASO 証明書	<p>・FOB 等の機器の通関時に第三者審査機関による SASO (Saudi Arabia Standard Organization) 適合の証明取得が必要となる。必要書類の準備、立ち会い検査の依頼等で約 1 か月間の時間がかかる。</p> <p>・SASO (安全規格) の登録、(PSI) 出荷前検査の申請に関し、現状は、日本や、出荷国 (東南アジアなど) で行っているが、2018 年度 1 月よりサウジアラビア側で輸入者及び、その代理が登録、申請など関連業務全般を SABER と呼ばれる WEB 上で行う旨、SASO より通知を受けている。(施行開始日は延伸の可能性あり)</p>	<p>・ISO、JIS、CE 等の国際規格またはそれに準拠する規格に適合していれば SASO 適合証明は不要とする。</p> <p>・工場での生産→出荷→PSI/輸出通関→船積という一連のフローの中で、サウジ側で PSI の申請がタイムリーになされない場合、船積み遅れ=倉庫保管費用が発生する為、SABER 上での運用方法の見直しを要望する。</p> <p>・SABER 上での申請を、輸出側若しくは、その代理 (CB:認証機関) にも認めて欲しい。</p>	・SASO (Saudi Arabia Standard Organization) 適合
	JEITA 日機輸	(5)	貿易書類における領事査証取得義務	<p>・インボイスなどの貿易書類において、領事査証が必要。コストや余計なリードタイムが発生する。</p>	<p>・領事査証の要求が残っている国は世界でも数少なく、対象国に制度廃止を打診していただきたい。</p>	・税関関連法
	日鉄連	(6)	輸出品本体への原産地表示刻印義務	<p>・問屋よりユーザーに売られる際、原産地明示を義務化しており、サウジに輸入される全ての鋼材の Each Piece ごとに原産地国名をペイントする。2009 年 2 月 1 日、サウジ向け全貨物の原産国外装表示の規制強化 (サウジ税関よりの指令)。全ての貨物の外装 (カートン等) に原産国の表示を印刷またはスタンプすることが必要となった。</p>	<p>・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。</p>	
	日機輸	(7)	関税還付の煩雑・遅延	<p>・立て替え関税の還付に時間と手間がかかり過ぎる。</p>	<p>・税関での免税手続きができる様にしてもらいたい。</p>	
	日機輸	(8)	IP 製品の通関	<p>・IP と表記のある商材に関して、無線機器でないにも関わらず、無線規格の取得を求められ、通関が許可されないことがある。通関担当者の無知が原因だと思いが、工場からのテストレポートやレターを見せても全く効果がなく、やむを得ず返送手続きを取るケースがあった。</p>	<p>・通関担当者への教育。</p>	・無線規格 (CITC)
	日機輸	(9)	放射能検査	<p>・日本からの輸出に関しては、適合証明書発行のために毎回放射能検査が求められ、輸出企業のコストがかさむ。</p>	<p>・先般の報道によると、食品での放射能検査が撤廃されるとのことなので、その他品目に関しても同様に撤廃して頂きたい。</p>	・SASO

※經由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14税制	日機輸	(1)	源泉税徴収	<p>・サウジアラビアに恒久的施設を持たない非居住者への対価に対する源泉税の税率は、日本・サウジ租税条約により以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> －ロイヤルティ:5% －利子、配当:5% －技術料、航空運賃、海上運賃、国際通話料:5% －その他のサービス対価の支払:15% －マネジメントフィー:20% <p>・サウジアラビアに恒久的施設を持たない非居住者に支払われる役務対価に関しては、日本・サウジ租税条約により、サウジアラビアにおいて課税対象外となった。これを受け、サウジ税務当局は源泉税を免除するための手続きとして以下の2つを示している。</p> <p>(1)サウジ国内で源泉税を一旦徴収した後、還付申請をして還付を受ける。</p> <p>(2)予めサウジ税務当局に申請書を提出し、源泉税免除を受ける。</p> <p>上記のように源泉税免除の手続きは示されているものの、提出が必要な書類がきわめて多く、実務上の負担が非常に大きいだけでなく、申請が認められるまでに長い時間を要することから源泉税の徴収を巡って支払者である客先が源泉徴収義務違反を問われ、最悪の場合、ペナルティを課せられる可能性も排除できない。</p>	<p>・ロイヤルティ、利子、配当の税率をゼロにして頂きたい。特に利子・配当に関しては強く要望する。</p> <p>・源泉税免除の手続きを簡素化して頂きたい。特に左記にある(2)の方法に関して、手続きを簡便なものにしてもらいたい。</p>	
	日機輸	(2)	不公平な法人所得税	<p>・外国企業へは法人所得税率(利益の20%)が課されるが、サウジ企業へは喜捨税(別名 Zakat。Net Worth の2.5%)が課されるのみで、同じ土俵での競争となっていない。事業権入札では Unfair な競争を強いられている。税務当局の査定も外国企業には厳しく、サウジ企業には甘い対応。</p>	<p>・税制改正。</p> <p>・公平な税務対応。</p>	
	日機輸	(3)	不明瞭な税制度	<p>・サウジ産品のクオリティをあげるには多大な労力がかかる。そのため、優遇政策は必要。一部顧客では、インセンティブを設けるとあるが、その評価が極めて不透明。</p> <p>・法制の発表、適用があまりに不正確。(何月何日に交付、何月何日に施行というスケジュールがあまりに短く、また曖昧)</p>	<p>・サウジ産品への優遇政策の設置とその評価の透明化。</p> <p>・法制の発表・適用の明確化。</p>	
	日機輸	(4)	法人税予納超過納付金の滞留	<p>・前年のサウジ国内での役務契約金額に基づいた法人税を予納し、不足すれば実績に基づき追加納付、超過すれば還付申告を行っているが、超過分について還付されずに予納超過金額が年々滞留している状況。今後不還付のリスクとして価格に転嫁する事になれば競争力低下に繋がる。</p>	<p>・予納超過分を還付する期限を明確に規定して欲しい。</p> <p>・過去の予納超過分を今後の予納金額と相殺できるようにして欲しい。</p> <p>・予納を撤廃して実績納付として欲しい。</p>	
16雇用	日鉄連	(1)	サウジ人雇用規制の強化と突然の変更	<p>・サウジアラビアには、「サウダイゼーション」と呼ばれるサウジ人雇用強化政策があり、一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている。工場の運営などはインドなどからの出稼ぎ外国人労働者により行われていることが多く、工場運営の阻害要因となっている。</p> <p>・外資(駐在員事務所含む)には、労働省より業種と規模に応じ一定比率のサウジ人の雇用が義務付けられている(サウダイゼーション)。</p> <p>企業への義務付けの強化が進められているが、労働市場の実態が、政府の施策に追いついておらず、結果として労働力の不足と賃金の上昇を招いている。</p>	<p>・労働市場の実態に合わせたサウダイゼーションの推進。</p> <p>・サウダイゼーション強化推進速度の緩和。</p>	<p>・労働法</p> <p>・Nitaqat プログラム</p> <p>・サウダイゼーション規制</p>
	日機輸					

※經由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者に比べサウジ人労働者の賃金は高く、又、残業や夜間シフト、転勤などを嫌がる傾向が強いため、これらの Compensation がサウダイゼーション推進にあたっての Cost Up 要因となる。 この結果、真剣にサウダイゼーションに取り組む企業が価格競争力を失う結果に繋がりがかねない。 	<ul style="list-style-type: none"> サウダイゼーションを積極的に推進している企業への優遇策の強化と徹底。 	
	日商			<ul style="list-style-type: none"> サウジ人雇用比率の計算のもとになるサウジ人雇用数の計算において、雇用後26週間を経ないと1名雇用とカウントされない。 プロジェクト人員(おもに外国人)を採用するためにはサウジ人雇用比率を維持したうえで就労ビザを申請する必要があるが、そのための準備期間が長期にわたりプロジェクトの迅速な立ち上げのネックになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 26週間のカウント期間の短期化。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 厳しいサウダイゼーションが要求されているものの、実情として多数の優秀なサウジ人を確保することは難しく、給与も同レベルの非サウジ人より少なくとも30%は高いことから、サウジ国内での製造を行う場合の競争力確保の阻害要因となっている。 また、サウジ人が就労できる職種が少ないので、サウジ人比率を上げるのが極めて困難。 	<ul style="list-style-type: none"> サウダイゼーション要求の緩和やサウジ人雇用に伴う税制優遇措置など、サウジへの積極投資を促すような策を講じて頂きたい。 サウダイゼーションの理念は理解するが、この制度があるために、サウジ人は勤勉意欲がそがれ、甘えてしまう面が多々あると思われる。就労に対する基礎教育を強化してほしい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> 「サウダイゼーション」について厳格化の動きがあると聞いているが、具体的な内容が分からないため対応に困っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 厳格化の動きに対して状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。 	
	日機輸			<ul style="list-style-type: none"> サウダイゼーション: <ul style="list-style-type: none"> 一事業ライセンスの更新に大きく影響するが、適当なサウジ人が中々見つからない。 一優秀なサウジ人が限られている為、給与レベルが高騰し、会社の競争力を削ぐ減員となっている。 一転職率が高く、事業継続の為のノウハウが中々蓄積せず、外国人への依存度が下がらない。サウダイゼーションが進まない原因となっている。 一サウジ人は都市志向が強く、地方の工場勤務を嫌う為、人材が中々固定できない。 一サウジ人は自分で手を動かす事を嫌う為、管理職につきたがるが、ポジションには限りがあるし、Skillのないまま管理職につけると組織が成り立たない。 	<ul style="list-style-type: none"> サウジ人を普通の競争の元におくべく国としてのシステムを変えて欲しい。 家庭での教育レベルをあげる為、親の教育・啓蒙に国として力を入れて欲しい(時間を守る、人の話を聞くなど)。 学校教育を充実させる為、教師の教育をより徹底すべき。 	
				<p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新労働法(2005年9月閣議承認)により、労働力の「サウダイゼーション(サウジアラビア人化)」が進められ、一部の業種・職種への就職がサウジアラビア人に限定されている。 新労働法(06年施行、26条)では、雇用主に対し、全従業員の75%以上をサウジ人とするよう定められたが、労働省は08年12月、民間企業のサウジアラビア人比率を2010年までに30%とする決定を発表している。製造業、建設、農業、清掃業等、従来サウジ人の勤務が少なかった産業に対しては、ケース・バイ・ケースで5~20%の間の雇用率が適用される。サウジアラビア人の雇用数が、基準を著しく、または継続して下回った場合、外国人従業員用ビザ申請(新規・更新)の却下や、公共事業への入札禁止等の措置が取られる。 		

※經由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸 日機輸	(2)	ビザ発給の煩雑・遅延	<ul style="list-style-type: none"> 空港での入国手続きに関し、長い列が出来て長時間待たされることが多い。 日本での申請は東京のみで本人による申請が必須となっており、極めて不便。 Visa センターへの本人出頭が必要だが、東京に1か所あるのみで、地方在住者の負担が大きい。 Working ビザは認可までに数ヶ月を要しており、遅延の開示も無く、サウジアラビアでの円滑な業務遂行に悪影響を与えている。加えて発給枠の取得にも時間がかかるので、手続きの簡素化、短期化をお願いしたい。 Work Visa の取得もサウジ人では代替にならない事の証明が必要で非常に手間暇がかかる。 査証申請料金やビザの有効期間は大幅に緩和されたが、依然日本での申請は東京のみで、本人による申請が必須であり、遠方からの申請には時間も費用も掛かる。生体認証の機械の不具合(サウジアラビア側のシステム不調)が頻繁に発生するため、わざわざ遠方から東京まで出向いたにも関わらず、申請出来なかった実例が多数有り。 	<ul style="list-style-type: none"> 空港での入国審査の窓口の増設や審査の簡素化などにより改善頂きたい。 東京以外の都市での申請および旅行代理店など代理者での申請を可能として頂きたい。 本人出頭はなくしてほしい。 申請手続きの簡素化・短期化。 Work Visa 発給の緩和をお願いしたい。 東京以外の都市での申請及び郵送での申請を可能にして頂きたい。・サウジアラビア側のシステムに未接続でも生体認証が出来るように変えて頂きたい。 		
	日機輸 日機輸	(3)	ビザ代金の値上げ	<ul style="list-style-type: none"> Visit Visa 代金の大幅値上げとなり、6か月間有効のマルチ Visa で 800 米ドル。 Visit ビザの申請料金が大幅に値上げされ、他国に例を見ない高額となっている。(25 千円 → 65 千円～100 千円) 	<ul style="list-style-type: none"> 金額の値下げをお願いしたい。 サウジでのビジネスを積極的に進める為にも査証申請料金を下げて頂きたい。 		
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	不正・不良輸入業者の常習犯化	<ul style="list-style-type: none"> 差別的な、法令運用、通関・流通手続きの可能性が有る。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明や SASO などの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 密輸を防止してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法 意匠法 通関手続き、国境管理
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続き	日機輸 日機輸	(1)	非能率な行政手続き	<ul style="list-style-type: none"> Regulation の変更が頻繁である上に、内容が曖昧であることが多く、窓口の担当官による運用のバラつきが大きい。 諸官庁との折衝には事前登録したサウジ人の同行が必要だったり、アポイントメントの取得を On Line でしか認めず取得自体に時間がかかったりと、非効率な行政手続きが随所で見受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 官僚への運用ルールの徹底と教育。 行政による改善努力。Top が問題点を把握し、Top Down で改善策を指示すればかなりの改善が見込めると思われる。 	
26	その他	日機輸	(1)	港湾インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設の安全性に問題があり、船便での輸送リスクが高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 港湾施設のセキュリティ改善をして頂きたい。 	
		日機輸	(2)	情報インフラの未整備	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信の増大、発達にインフラ整備が追いついていない。システムダウンの頻発や通信速度の大幅な減退等の為に業務に支障が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報インフラの整備。 	